

平成28年12月2日
(照会先)
リスク統括部長 岡村 計三
(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成28年10月分)について

平成28年10月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成28年10月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 平成28年10月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成28年度に発生した事務処理誤りが43件、平成27年度が75件、平成26年度が13件、平成25年度以前が264件、合計395件(市区町村において発生した14件、委託業者等が発生させた23件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な362件及びシステム事故1件について、日本年金機構HPに掲載しています。

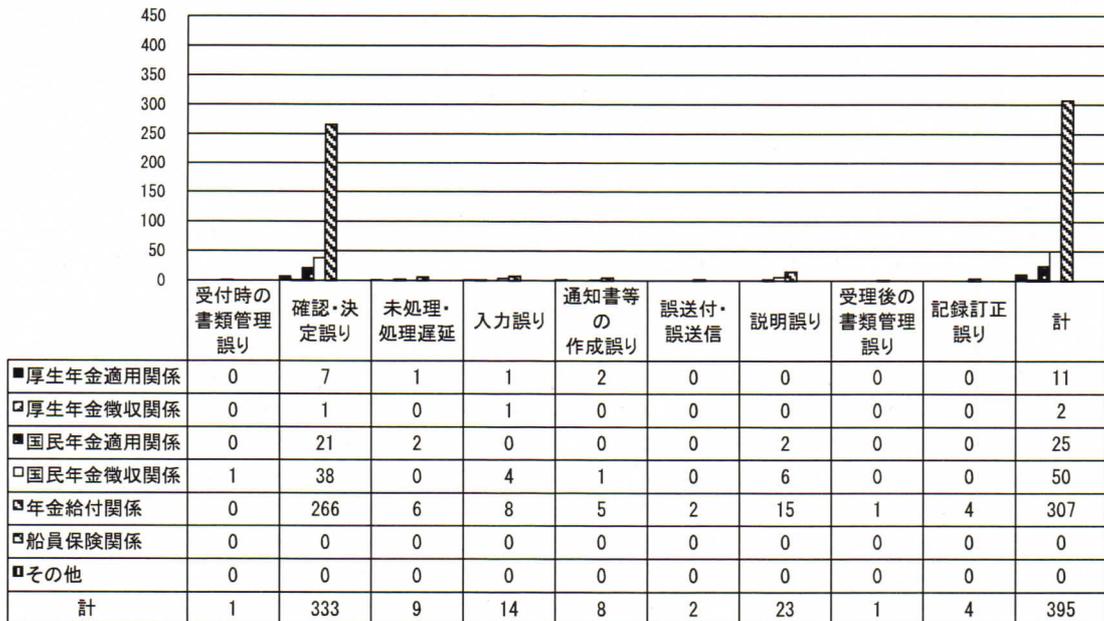
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
件数	215(4)	11	2	10	5	5(1)	11	11(2)	60(15)	28(15)	358(37)
割合	55.4%	2.8%	0.5%	2.5%	1.3%	1.5%	2.8%	3.3%	19.0%	10.9%	100.0%

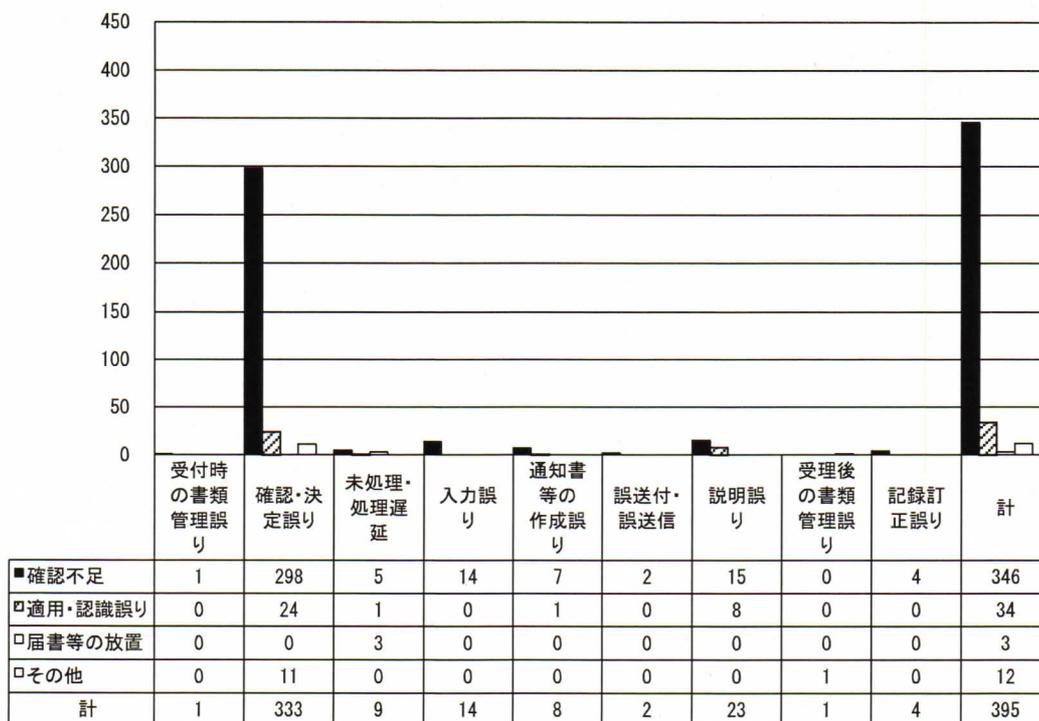
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

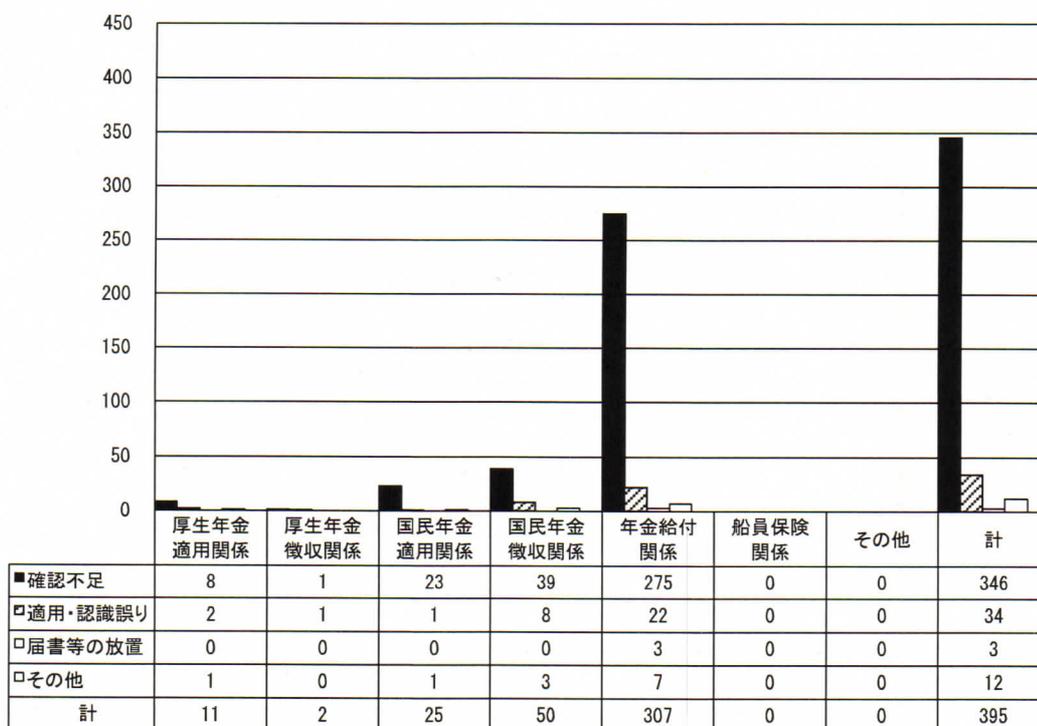
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



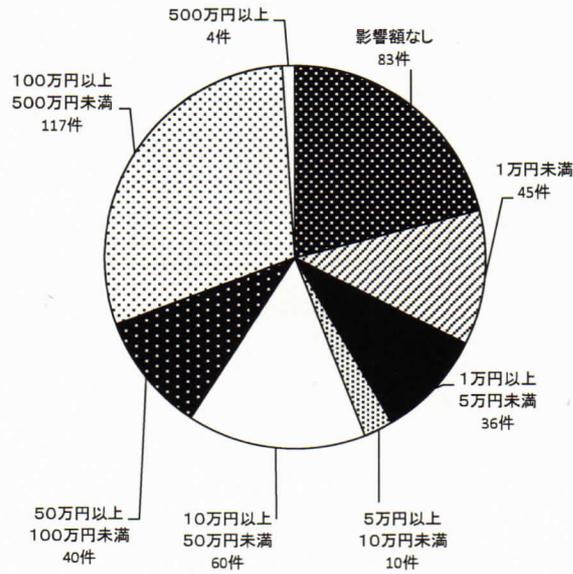
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

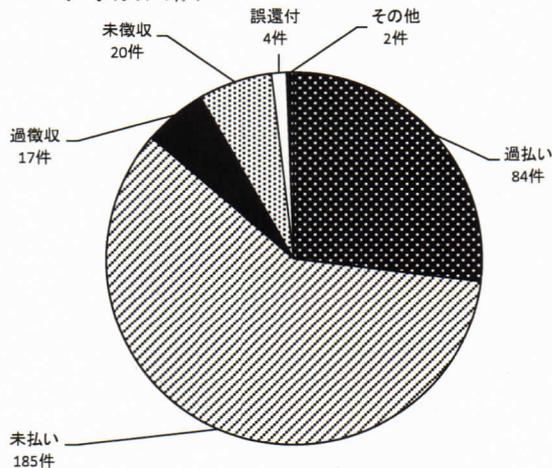


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	7	0	14	23	39	0	0	83
1万円未満	0	0	1	10	34	0	0	45
1万円以上 5万円未満	0	0	4	10	22	0	0	36
5万円以上 10万円未満	1	0	0	1	8	0	0	10
10万円以上 50万円未満	1	1	2	5	51	0	0	60
50万円以上 100万円未満	1	1	0	0	38	0	0	40
100万円以上 500万円未満	1	0	4	1	111	0	0	117
500万円以上	0	0	0	0	4	0	0	4
計	11	2	25	50	307	0	0	395

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	84件	89,195,472	1,061,850
未払い	185件	262,181,915	1,417,199
過徴収	17件	4,110,744	241,808
未徴収	20件	5,034,687	251,734
誤還付	4件	177,300	44,325
その他	2件	2,637,530	1,318,765
計	312件	363,337,648	1,164,543

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

未払いと過徴収	2件	2,637,530
---------	----	-----------

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	302件	76.5%
外部	93件	23.5%
計	395件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2005年6月28日	全額免除期間と3号特例納付期間の重複による年金額誤り	1名	過払い	5,135

○日本年金機構の平成28年10月分の事務処理誤り一覧(1～35ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～11
2. 厚生年金徴収関係	3P	整理番号 12～13
3. 国民年金適用関係	4P	整理番号 14～34
4. 国民年金徴収関係	7P	整理番号 35～82
5. 年金給付関係	13P	整理番号 83～362

○日本年金機構の平成28年10月分のシステム事故一覧(36ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2007年 6月12日	2016年 4月28日	○年金事務所から連絡があり、資格取得届の処理時に本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届の入力を行ったため、国民年金の資格記録が喪失し、納付書が送付されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。未徴収の保険料が生じました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	未徴収	1,609,800
2			宮城	仙台広域 事務センター	2015年 5月8日	2016年 5月24日	○年金事務所から連絡があり、資格取得届の処理時の本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届の入力を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	-	0
3			栃木	宇都宮西	2016年 4月1日	2016年 6月14日	○社会保険労務士から問合せがあり、健康保険のみの被保険者資格取得届の処理時に誤って厚生年金保険の加入についても処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、届書の確認を徹底するよう指示しました。	1事業所 1名	過徴収	137,012
4		入力誤り	三重	事務センター	2015年 7月28日	2016年 6月30日	○社会保険労務士から問合せがあり、資格取得届の訂正の届出について、委託業者が標準報酬月額の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は翌月に徴収しました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未徴収	649,540
5	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	福井	福井	2016年 2月3日	2016年 4月7日	○担当部署において確認したところ、二以上勤務者にかかる月額変更届の処理において、厚生年金保険の等級が下限に達しているため月額変更の入力は不要であるところ、誤って入力を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、事務処理手順の再確認を行い、手順を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
6	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	山形	米沢	2015年 11月5日	2016年 6月1日	○機構本部から年金記録について照会があり確認したところ、9月改定の月額変更取消届入力後に定時決定記録の再登録処理を漏らし、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	59,110
7	社会保障協定関係届書の誤り	確認・決定誤り	東京	事務センター	2016年 2月22日	2016年 6月10日	○事業所から問合せがあり、社会保障協定適用証明期間継続・延長申請書の進捗状況について確認したところ、処理が終わっていないにもかかわらず誤って処理済として管理されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、適用証明書を郵送しました。 ●担当部署において、事務処理手順の再確認を行い、手順を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
8	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	東京	渋谷	2016年 6月28日	2016年 7月14日	○事業所から問合せがあり、月額変更届と算定基礎届の処理において、本来必要な作成原因の入力が漏れたため、正しく保険料が計算されず過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 4名	-	0
9	厚生年金適用関係送付文書の誤り	通知書等の作成誤り	長野	長野南	2016年 6月8日	2016年 6月10日	○担当部署で事業所調査の打ち合わせをしていたところ、対象事業所あて案内文書の調査日程について、曜日を誤って作成していたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの文書及び正しい内容の案内文書を送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	718 事業所	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
10	厚生年金適用関係送付文書の誤り	通知書等の作成誤り	山梨	竜王	2016年 6月13日	2016年 6月14日	○事業所から問合せがあり、定時決定にかかる事業所調査の案内文書について、調査実施日を誤って作成し、送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明し、正しい内容の案内文書を送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	143 事業所	-	0
11	事業所関係届書の未処理	未処理・処理遅延	神奈川	横浜南	2015年 4月30日	2016年 6月27日	○担当者が書類の整理を行った際に、未処理の適用事業所全喪届があることが判明しました。 ●担当者が事業所に架電しましたが、すでに閉鎖した事業所であるため連絡がつきませんでした。届書の処理を行いました。 ●担当部署において、届書の管理方法について再確認し、徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
12	金融機関への口座振替 緊急停止依頼もれ	確認・決定誤り	山形	新庄	2016年 3月24日	2016年 4月6日	○担当部署において口座振替事業所の確認を行っていたところ、口座振替の緊急停止を行うべき事業所について金融機関への依頼が漏れたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、事務処理手順について再確認し、適切な事務処理を行うよう周知しました。	1事業所	過徴収	175,012
13	口座振替申出書の誤り	入力誤り	宮城	仙台南	2016年 3月10日	2016年 5月16日	○担当部署において、口座振替納付(変更)申出書の預金種別を誤って入力したことにより口座振替が開始されなかったため、保険料が未徴収となったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。未徴収の保険料は納付書で納付して頂きました。 ●担当部署において、入力時の注意点を再確認し、ダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	815,857

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
14	国民年金被保険者資格取得届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	三宮	2015年 4月24日	2015年 7月28日	○他の年金事務所から連絡があり、市町村から誤った基礎年金番号で国民年金資格取得届が提出され、処理していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って送付した納付書を回収しました。 ●市町村から、本人確認を徹底すると報告がありました。	2名	-	0
15			熊本	事務センター	2016年 5月10日	2016年 5月12日	○お客様から連絡があり、お客様が資格取得届を提出した際に前納を希望していたにもかかわらず、前納納付書を送付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、審査時及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
16			大分	佐伯	2016年 5月16日	2016年 6月7日	○お客様から問合せがあり、前納の納付期限が間近であるにもかかわらず、市町村から資格取得届の回付が遅れたため期日までに処理が行われず、期限が経過し前納ができなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収しました。 ●市町村より、今後は週次で回付すると報告がありました。	1名	-	0
17		未処理・処理遅延	福島	会津若松	2009年 2月25日	2016年 4月1日	○市役所から問合せがあり処理状況を確認したところ、国民年金被保険者資格取得届が未処理となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。資格取得届の処理を行いました。 ●担当部署において、受け付けた届書等の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	1,094,170
18	国民年金被保険者種別変更届の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢北	1998年 4月4日	2016年 4月27日	○他の年金事務所から連絡があり、市町村が離婚による国民年金被保険者種別変更届を受付する際に、離婚年月日で種別変更とすべきところ、誤って受付日としたため未納期間が発生することが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付し、納付書をお渡ししました。 ●市町村に対し、離婚時の種別変更届の取扱いについて周知を行い再発防止するよう依頼しました。	1名	未徴収	13,300
19	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	北	1973年 10月23日	2015年 7月7日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の手続の案内をせず強制加入期間として保険料が納付されていたことが判明しました。 ●担当部署において、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
20			宮崎	宮崎	1975年 10月6日	2016年 5月13日		1名	-	0
21			福岡	直方	1974年 6月頃	2016年 6月1日		1名	-	0
22					1968年 1月頃	2016年 6月8日		1名	-	0
23			北海道	旭川	2011年 6月23日	2015年 12月25日		○年金相談時に年金記録を確認したところ、合算対象期間の確認不足により老齢年金の受給権があるにもかかわらず、受給権が無いとして国民年金の任意加入手続を案内し、保険料が納付されていたこと、またこのため、老齢年金が未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付し、年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、任意加入申出書処理の際はチェックシートを使用し、合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他
24	宮城	仙台南	2013年 6月25日	2016年 4月11日	1名	その他	1,384,344			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
25	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	長野	伊那	2014年 6月12日	2016年 2月17日	○担当部署で国民年金の任意加入期間満了の確認を行っていたところ、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日の登録を誤ったため、正しい前納納付書が作成されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。資格喪失の申出があったため、資格喪失申出書を受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	46,430
26			福岡	直方	2013年 4月2日	2016年 8月12日	○内部点検により、国民年金任意加入申出書を処理する際に、国民年金被保険者記録の確認不足により誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,610
27			福島	事務センター	2015年 2月2日	2016年 8月23日	○内部点検により、国民年金任意加入申出書を処理する際に、国民年金被保険者記録の確認不足により誤った資格喪失予定年月日を登録したため、受給資格期間に不足があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、不足分の納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,260
28			佐賀	佐賀	2008年 8月29日	2016年 8月26日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、厚生年金保険の中高齢者の特例により老齢基礎年金の受給権があるにもかかわらず、受給権が無いとして国民年金の任意加入手続を案内し、保険料が納付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。任意加入の取消処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,326,350
29			北海道	新さっぽろ	2012年 9月11日	2016年 9月14日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、合算対象期間の確認不足により老齢基礎年金の受給権があるにもかかわらず、受給権が無いとして国民年金の任意加入手続を案内し、保険料が納付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。任意加入の取消処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	360,270
30			東京	目黒	2015年 4月1日	2015年 7月21日	○お客様から問合せがあり、海外に転出するお客様が国民年金への加入を希望していたにもかかわらず、国民年金の任意加入の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。任意加入申出書を受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、相談時の任意加入制度についての説明を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
31	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	北海道	室蘭	2016年 4月18日	2016年 8月10日	○お客様から問合せがあり、海外在住で国民年金に任意加入しているお客様が帰国により転入した際に、国民年金へ加入の相談をしていたにもかかわらず、国民年金加入手続は不要であると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金被保険者資格取得届を受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、相談時の被保険者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
32			福島	事務センター	2016年 1月12日	2016年 7月26日	○年金事務所から連絡があり、市町村から誤った基礎年金番号で国民年金被保険者住所変更届が提出され、処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って送付した納付書を回収しました。 ●市町村から、本人確認を徹底すると報告がありました。	2名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
33	時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届の誤り	確認・決定誤り	山形	鶴岡	2014年 5月28日	2016年 2月22日	○担当部署で処理済の届書の確認したところ、老齢厚生年金の受給権発生以降の3号不整合期間は国民年金の任意加入期間であり、国民年金第3号被保険者の特定期間に該当しないにもかかわらず、誤って第3号被保険者の特定期間として処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届の処理を行う際は、受給権の有無を確認するよう周知徹底しました。	1名	過払い	315,015
34	年金記録訂正の誤り	確認・決定誤り	福岡	大牟田	2008年 3月3日	2016年 8月4日	○他の部署から連絡があり、誤って年金記録を統合したことにより、納付済みの国民年金保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録を訂正し、誤って還付した保険料の返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	600

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
35	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	愛媛	今治	2003年 2月24日	2016年 5月24日	○お客様から問合せがあり、付加保険料の納付を希望されていたお客様に対し、誤って付加保険料なしの納付書を作成したため、付加保険料の前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付し、納付書をお渡ししました。 ●担当部署において、納付書を作成する際は付加保険料の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	800
36	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	目黒	2015年 4月30日	2015年 5月11日	○お客様から問合せがあり、口座振替額通知書の送付が行われなかったため口座振替による前納の保険料金額をお知らせできなかったことで保険料相当金額を振替口座に入金できず、口座振替が行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。 ●担当部署において、通知書の送付漏れが発生しないよう管理を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,150
37			石川	金沢広域 事務センター	2015年 7月31日	2015年 8月17日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を受けた後、再開処理を漏らしていたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止を行った際は、緊急停止管理簿による管理を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	50
38			兵庫	事務センター	2016年 3月7日	2016年 4月14日	○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、国民年金保険料口座振替納付申出書が未処理となっていたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。申請書の処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、6色ボックスによる届書の管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
39			大阪	大阪広域 事務センター	2015年 7月18日	2016年 4月15日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書と同時に受付した国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、入力順番を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書と同時に受け付けた口座振替申出書を処理する際の手順を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
40			栃木	宇都宮西	2016年 4月25日	2016年 5月10日	○お客様から問合せがあり、2年前納から1年前納へ変更するための国民年金保険料口座振替納付申出書について登録期日の経過後に処理を行ったため、2年前納による口座振替が行われたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、届書の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	186,280
41			鹿児島	事務センター	2015年 4月6日	2016年 5月13日	○担当部署にて確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書とあわせて届出のあった金融機関あての口座振替依頼書について金融機関への送付を漏らしたため口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。口座振替依頼書を金融機関へ送付し、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、審査後の処理完了の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
42					2016年 3月8日	2016年 5月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書の審査時に、記載の不鮮明であった口座番号について正しい口座番号の確認を行わず補正を行い処理をしたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
43			東京	新宿	2016年 4月21日	2016年 5月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の振替方法の相談の際に、口座振替の緊急停止依頼は無かったにもかかわらず、誤って緊急停止依頼を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、相談内容を正確に管理するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
44	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	山形	寒河江	2016年 4月12日	2016年 5月24日	○担当部署において口座振替不能調査一覧表を確認した際に、国民年金保険料の納付方法の相談があったお客様と、口座振替の緊急停止依頼があったお客様を取り違えて緊急停止依頼を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、お客様への対応が完了してから次のお客様対応を行うことを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
45			北海道	事務センター	2015年 11月10日	2016年 6月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書と同時に受け付けた国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、入力順番を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書と同時に受付した口座振替申出書を処理する際の手順を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
46			新潟	新発田	2016年 7月19日	2016年 7月26日	○担当部署において確認したところ、前納により資格喪失月までの保険料を納付しているため、国民年金保険料口座振替納付申出書の提出は不要であるにもかかわらず、提出をしていただいていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、国民年金保険料口座振替納付申出書をお返ししました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
47		入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2015年 5月25日	2015年 7月27日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	100
48			愛知	事務センター	2016年 2月9日	2016年 5月10日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、金融機関コードの入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	-	0
49					2016年 1月15日	2016年 5月31日		1名	-	0
50	説明誤り	北海道	札幌北	2016年 4月21日	2016年 5月11日	○お客様から問合せがあり、夫婦の国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼があったにもかかわらず、一方のお客様の緊急停止依頼が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、お客様の申出内容を正確に聴取するよう周知しました。	1名	過徴収	377,310	
51	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)・辞退申出書の誤り	入力誤り	東京	杉並	2015年 3月31日	2015年 12月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替辞退申出書と同時に受け付けた国民年金保険料クレジットカード納付申出書を処理する際に、入力順番を誤ったため、クレジットカードによる前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、他の届書と同時に受付したクレジットカード納付申出書を処理する際の手順を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
52	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	大阪	豊中	2016年 3月28日	2016年 6月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納納付書を再交付する際、一部の期間分の作成を漏らしたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過誤納となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	30,000
53			沖縄	那覇	2016年 6月6日	2016年 7月1日	○お客様から問合せがあり、市町村で受付した国民年金保険料追納申込書について期限経過後に事務センターへ回付を行ったため、追納ができなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付し、納付書を送付しました。 ●市町村に対し、受付した届書等の進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	15,000
54			静岡	島田	2016年 1月8日	2016年 7月26日	○内部点検により、国民年金保険料追納申込書の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、追納申込書の処理を行いました。 ●担当部署において、届書の処理状況を定期的に確認するよう周知徹底しました。	1名	-	0
55	国民年金特例追納申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2015年 4月15日	2015年 5月13日	○担当部署において確認したところ、国民年金特例追納申込書について、誤って国民年金後納申込書として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、後納保険料と特例追納保険料の差額を還付しました。 ●担当部署において、後納及び特例追納の審査における確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	5,840
56	国民年金付加保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	杉並	2002年 4月30日	2016年 6月2日	○お客様から問合せがあり、付加保険料の納付を希望されていたお客様に対し、誤って付加保険料なしの納付書を作成したため、付加保険料の前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付し、納付書をお渡ししました。 ●担当部署において、納付書を作成する際は付加保険料の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	400
57	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	姫路	2015年 9月24日	2015年 9月28日	○担当部署において確認したところ、受給権を確保するための国民年金後納保険料納付申込書を受付した際に、合算対象期間の確認不足により、後納の必要がないお客様から国民年金後納保険料納付申込書を受付し、処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金後納保険料納付申込書の取消処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、チェックシートを使用し、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,344,340
58			京都	京都南	2014年 3月28日	2015年 10月2日	○担当部署において確認したところ、受給権を確保するための国民年金後納保険料納付申込書を受付した際に、合算対象期間と異なる期間を合算対象期間として国民年金後納保険料納付申込書を受付し、処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金後納保険料納付申込書の取消処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、チェックシートを使用し、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	74,500
59			北海道	釧路	2015年 9月18日	2015年 10月7日	○年金相談時に確認したところ、国民年金後納保険料納付申込書を受付した際に、旧農林共済期間と重複する被保険者期間を算入していたため、受給権を満たすための月数が2か月不足していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書処理の際はチェックシートを使用し、加入月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	31,800

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
60	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	2016年 3月24日	2016年 4月21日	○お客様から問合せがあり、不備により返戻した国民年金後納保険料納付申込書の再提出期限について後納期限経過後としたため、後納期限が経過した後納できない月があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付し、納付書をお渡ししました。 ●担当部署において、返戻対応時には再提出期限について確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,900
61			本部	機構本部 (事業推進統括部)	2016年 6月22日	2016年 6月24日	○年金事務所から連絡があり、機構本部で受付した国民年金後納保険料納付申込書について、期限経過後に年金事務所へ回付を行ったため、後納ができなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付し、納付書を送付しました。 ●担当部署において、届書の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,740
62			福岡	博多	2016年 3月3日	2016年 7月6日	○事務センターから連絡があり、納付期限より2年以内の保険料を納付することにより老齢年金の受給権が65歳から発生するにもかかわらず、国民年金後納保険料の納付を案内したため老齢年金の受給権が後納保険料納付年月日の発生となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書処理の際は、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
63			熊本	熊本西	2016年 7月22日	2016年 8月3日	○お客様から問合せがあり、後納保険料納付申込について別送先へ送付の依頼があったにもかかわらず、住所地へ後納納付書を送付したため後納期限が経過した後納できない月があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付し、納付書を送付しました。 ●担当部署において、別送先の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,740
64		説明誤り	和歌山	和歌山東	2015年 4月22日	2015年 10月22日	○事務センターから連絡があり、老齢年金の受給権を有するお客様のため、国民年金後納保険料納付書の使用期限を65歳の誕生日の前々日まで訂正して交付すべきところ、訂正せずに交付したため、後納期限が経過した後納できないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過誤納となった保険料を還付し、特定事由該当申出書を受付し、納付書をお渡ししました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書処理の際は、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	479,590
65	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2015年 7月15日	2015年 12月22日	○年金事務所から連絡があり、被保険者がお亡くなりになったため相続人より国民年金保険料還付請求書を受付した際に、先順位の相続人がいるにもかかわらず、誤った相続人へ還付していたことが判明しました。 ●担当者それぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理および還付請求書の受付を行い、誤って還付した保険料については返納の処理を行い、正しい相続人へ還付しました。 ●担当部署において、請求者の確認を徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	6,950
66	国民年金保険料還付充当処理の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 4月頃	2016年 6月22日	○年金事務所から連絡があり、過誤納となった国民年金後納保険料について未納保険料に充当すべきところ、誤って還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	31,260

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
67	国民年金保険料還付充当処理の誤り	説明誤り	沖縄	浦添	2016年 2月29日	2016年 4月27日	○お客様から問合せがあり、過誤納となった国民年金保険料についての相談時に、未納保険料がある場合は未納保険料に充当し残額を還付すると説明するべきところ、充当についての説明を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、過誤納となった保険料の相談時には未納保険料の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
68	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2015年 1月15日	2016年 4月11日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除理由消滅届を処理をする際に、別人の基礎年金番号で処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、処理の際は基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等による本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
69			北海道	札幌西	2008年 12月16日	2016年 6月6日	○お客様から問合せがあり、生活保護法による生活扶助が廃止されているため法定免除に該当しないにもかかわらず、市町村から免除理由該当届が提出され、処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、特定事由該当申出書を受付し、納付書をお渡しました。 ●市町村に対し、法定免除の届出にあたっては、生活保護の確認を確実にを行うように依頼しました。	1名	未徴収	160,260
70	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	福岡	南福岡	2016年 6月28日	2016年 7月22日	○市町村から連絡があり、市町村より回付した国民年金保険料の継続免除の申請者にかかる所得情報に誤りがあり、事務センターでの承認決定に誤りがあったことが判明しました。 ●市町村がお客様に説明の上お詫びの文書を送付しました。担当部署で訂正処理を行い、誤った承認通知書を送付したお客様に免除決定変更等の文書を送付しました。 ●市町村より、所得情報作成時においては複数名での確認を徹底するとの報告がありました。	3名	-	0
71		説明誤り	埼玉	春日部	2011年 5月6日	2016年 4月26日	○お客様より特定事由該当申出書の提出があり確認したところ、夫婦の国民年金保険料についての相談があった際に、双方の国民年金保険料免除申請書の提出を案内すべきところ、一方の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、免除記録の追加処理を行いました。 ●担当部署において、お客様への必要な手続きの案内を漏らさないよう周知しました。	1名	-	0
72			本部	機構本部 (相談・サ ビス推進部)	2016年 7月6日	2016年 8月3日	○お客様から問合せがあり、委託業者が東日本大震災による国民年金保険料免除の特例についての相談対応をした際に、誤って免除の対象となる期間を説明していたことが判明しました。 ●委託業者がお客様にお詫びの上説明しました。担当部署において免除申請書を受付し、処理を行いました。 ●委託業者に対し、相談時においては正しい制度の確認を行ってお客様へ回答を行うことを徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	16,260
73	国民年金保険料領収済通知書の誤り	確認・決定誤り	佐賀	武雄	2008年 4月22日	2016年 2月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の領収済通知書を処理した際に、配信されたエラーリストによる補正処理を漏らしたため、納付記録を反映していないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、領収済通知書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
74					2007年 11月27日	2016年 2月22日		1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
75	国民年金保険料領収済通知書の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域事務センター	2016年8月12日	2016年8月23日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料の領収済通知書の入力処理を漏らしたため、年金事務所において納付記録が確認できず督促状を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対し、作業完了の確認を徹底するよう指導しました。	1名	-	0
76	国民年金徴収関係届書等の未処理	確認・決定誤り	静岡	島田	2015年8月29日	2015年10月8日	○担当部署で決定済みの延滞金の確認を行ったところ、差押解除の入力漏れにより誤った延滞金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様に説明の上お詫びしました。訂正処理を行い、延滞金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、登録時の確認の徹底を周知しました。	1名	未徴収	8,900
77	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	福島	平	2015年7月3日	2015年12月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付相談があった際に、継続免除の申請者であるため継続申請取消の申出書を受付の上納付書を交付すべきところ、受付を漏らしたため保険料納付後に免除が承認され保険料を誤って還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	138,490
78			兵庫	須磨	2016年1月21日	2016年2月19日	○お客様から問合せがあり、督促状及び差押予告通知書について連帯納付義務者である世帯主へ送付すべきところ、誤って別の同居人あてに送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤った督促状等を回収し、正しい督促状等を世帯主へ送付しました。 ●担当部署において、督促状等の作成時の送付対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
79					2016年3月3日	2016年4月6日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の延滞金について定時に決定される前に領収していたにもかかわらず、延滞金領収済通知書の入力を漏らしたため重複して延滞金を決定し納付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の延滞金について還付しました。 ●担当部署において、延滞金領収済通知書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	550
80			新潟	新潟西	2016年6月6日	2016年8月19日	○内部点検により、特定付加保険料納付申込書について担当者の確認不足により誤って処理を保留していたため、一部の保険料について納付期限が経過していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、届書の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	200
81			説明誤り	兵庫	須磨	2016年6月21日	2016年6月22日	○お客様から問合せがあり、保険料免除の申請により時効が中断されたため納付書の使用期限が訂正されたにもかかわらず、使用期限は訂正していないと誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、相談時においては事実確認を徹底するよう周知しました。	1名	-
82	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	宮城	古川	2016年8月15日	2016年8月26日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料差押予告通知書について、誤って旧姓の氏名で前住所地へ送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において通知書作成時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	-	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
83	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸北	1987年 7月6日	2012年 10月15日	○機構本部から連絡があり、旧法共済の退職年金を受給している方には、旧法厚生年金保険の老齢年金を決定すべきところ、誤って新法の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。新法の老齢年金の取消処理を行い、旧法厚生年金保険の老齢年金の決定を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に共済加入記録や受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
84			北海道	釧路	1980年 10月頃	2014年 8月1日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金を決定する際、厚生年金保険被保険者期間の登録を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,461,020
85			愛知	熱田	1994年 4月17日	2014年 10月3日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者の任意加入期間となるべき期間を強制加入として誤った記録のまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	286,700
86			鹿児島	加治木	2014年 2月27日	2015年 4月1日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、船員保険の被保険者期間を有する方であるにもかかわらず加入期間を実期間の3分の4倍して計算していたため、年金受給資格を満たしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書をご提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、船員保険被保険者などの第三種被保険者の期間の特例の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,673,298
87			大阪	貝塚	1995年 4月21日	2015年 11月2日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、本来老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認の徹底を周知しました。	1名	過払い	1,725,404
88			東京	江東	2000年 10月19日	2013年 1月24日	○事務センターから連絡があり、一部別人の記録が混在した年金記録で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	35,427
89			京都	舞鶴	2007年 6月7日	2015年 11月19日	○事務センターから連絡があり、一部別人の記録が混在した年金記録で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	406,365
90			東京	青梅	1981年 1月16日	2014年 9月29日	○遺族年金請求時の記録確認により、市町村が転入したお客様の生年月日の確認を誤ったため、老齢年金の繰上げ受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市町村に、再発防止策を策定するよう依頼しました。	1名	未払い	1,716,073
91			兵庫	事務センター	2011年 1月20日	2015年 8月6日	○年金事務所から連絡があり、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に記録及び合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	159,345

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
92	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	栃木	宇都宮西	1986年 3月31日	2015年 8月24日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類及び記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	20,316
93			大阪	吹田	1986年 4月1日	2014年 12月1日	○機構本部から連絡があり、昭和61年法律改正により65歳以上の厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	392,045
94			高知	南国	1986年 4月1日	2015年 1月22日		1名	未払い	18,818
95			千葉	幕張	1995年 3月10日	2015年 6月1日	○機構本部から連絡があり、65歳到達による厚生年金保険の資格喪失処理が行われず、65歳到達による老齢年金の決定が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	2,704,190
96			山形	新庄	1999年 9月10日	2015年 5月29日		1名	未払い	2,228,877
97			富山	富山	1986年 12月25日	2015年 7月6日		1名	未払い	47,956
98			千葉	木更津	1995年 7月15日	2016年 2月24日		1名	未払い	3,937,271
99			広島	呉	1977年 10月頃	2014年 12月10日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金の受給権発生年月日を誤り決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	421,599
100			千葉	幕張	1980年 2月頃	2014年 11月26日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行ったところ、厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定替え時の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,783,688
101			鳥取	鳥取	1981年 5月14日	2014年 12月4日		1名	未払い	147,910
102			神奈川	相模原	1986年 4月1日	2015年 3月24日		1名	未払い	5,017
103			千葉	幕張	1991年 1月頃	2015年 9月17日		1名	未払い	226,893
104			広島	三次	1984年 7月31日	2015年 7月27日	○機構本部から連絡があり、旧令共済期間の判明に伴い通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行うべきところ、誤って通算老齢年金に旧令共済期間を追加して決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定替え時の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,180,369

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
105	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	沖縄	那覇	1985年 9月頃	2015年 3月16日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行ったところ、厚生年金被保険者記録の一部に誤りがある状態で老齢年金を決定していたこと及び誤った記録により遺族年金も決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定替え時の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,914	
106			説明誤り	大阪	豊中	2016年 3月1日	2016年 3月10日	○委託社会保険労務士が年金請求の相談を行った際に、在職中のため障害者特例に該当しないにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金受給権者障害者特例請求書の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	-	0
107				北海道	新さっぽろ	2014年 11月7日	2016年 6月20日	○事務センターから連絡があり、年金受給資格期間の相談時に合算対象期間に該当しない期間を年金受給資格期間として計算したため、受給要件がないにもかかわらず65歳になった時点で年金請求をするよう誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の記録及び合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
108				熊本	熊本東	2016年 6月7日	2016年 6月20日	○年金相談の際、委託社会保険労務士が請求者の配偶者の所得証明書の添付を案内すべきところ、誤って請求者本人の所得証明書の添付を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	-	0
109				石川	七尾	2016年 6月17日	2016年 8月2日	○事務センターから連絡があり、年金相談時に判明した記録が一部別人のものであったにもかかわらず、年金請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。提出いただいた年金請求書をお返ししました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
110	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	1995年 5月25日	2013年 5月9日	○遺族年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたこと、及びその誤った配偶者の記録に基づき国民年金第3号被保険者特例届を承認し老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。取消処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	2,393,006	
111			高知	高知西	1975年 7月1日	2014年 8月15日	○遺族年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含めていたこと及び厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,982,089	
112			愛知	瀬戸	1990年 10月11日	2015年 11月13日	○遺族年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	714,395	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
113	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	平野	1998年 4月2日	2016年 7月20日	○遺族年金請求時の記録確認により、加入期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	7,533
114			福岡	西福岡	1975年 11月頃	2015年 7月13日	○記録追加による再裁定の審査時に、年金記録の判明に伴い加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を補正する際に補正を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録を補正する際の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	214,495
115	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	1981年 9月29日	2015年 10月26日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
116			兵庫	須磨	2013年 10月2日	2016年 3月18日	○事務センターや機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,958
117			静岡	島田	1984年 12月2日	2015年 1月23日		1名	未払い	194,917
118			兵庫	須磨	1986年 7月2日	2016年 2月24日		1名	未払い	350,000
119			長崎	諫早	1984年 4月25日	2016年 4月7日		1名	未払い	669,066
120			兵庫	尼崎	1989年 10月20日	2015年 11月17日		1名	未払い	941,073
121			富山	富山	1986年 6月25日	2014年 8月18日		1名	未払い	1,172,587
122			神奈川	横浜中	1979年 8月1日	2015年 7月23日		1名	未払い	1,396,847
123			長崎	諫早	1980年 6月20日	2014年 10月30日		1名	未払い	1,651,556
124					1978年 2月16日	2016年 5月12日		1名	未払い	1,889,732
125			宮崎	高鍋	1993年 4月26日	2015年 11月24日		1名	未払い	3,808,672
126	北海道	岩見沢	1972年 4月頃	2014年 4月10日	○事務センターや機構本部から連絡があり、坑内員の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	49,355		
127	山口	山口	1971年 9月1日	2014年 6月23日		1名	未払い	1,867,863		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
128	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	山形	新庄	1991年 9月19日	2013年 6月20日	○遺族年金の相談時に、老齢年金決定時の年金記録の確認不足から、農林共済へ移管済の厚生年金被保険者期間を含めて老齢年金を決定していたこと及び事実と異なる配偶者状態の登録を行っていたため振替加算がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や共済組合期間の取扱い及び配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	405,756
129			大阪	東大阪	2004年 3月18日	2014年 6月6日	○遺族年金の相談時に、老齢年金決定時の共済組合期間確認通知書等の確認不足により、共済組合期間の登録を誤って老齢年金を決定していたこと及び加給年金の加算状況の確認不足から老齢基礎年金の振替加算がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	440,912
130			埼玉	春日部	2009年 10月1日	2014年 10月17日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	7,201
131			東京	千代田	2003年 12月頃	2014年 10月17日		1名	過払い	8,300
132			東京	武蔵野	2004年 4月8日	2014年 10月17日		1名	過払い	1,123,733
133					2004年 5月27日	2014年 10月17日		1名	過払い	1,803,924
134			東京	府中	2006年 6月15日	2014年 10月17日		1名	過払い	2,125,207
135			京都	中京	2005年 12月8日	2014年 10月17日		1名	過払い	2,178,834
136			大阪	枚方	2008年 11月13日	2014年 10月17日		1名	過払い	2,481,467
137			東京	千代田	1999年 5月頃	2014年 10月17日		1名	過払い	2,561,300
138			東京	荒川	2008年 1月17日	2014年 10月17日		1名	過払い	3,325
139			東京	港	2008年 2月28日	2014年 10月20日		1名	過払い	2,550
140			三重	伊勢	2008年 5月29日	2014年 10月20日		1名	過払い	3,374
141			京都	京都南	2007年 11月1日	2014年 10月20日		1名	過払い	7,995
142			京都	京都南	2007年 10月25日	2014年 10月20日		1名	過払い	8,106
143	東京	港	2003年 6月19日	2014年 10月20日	1名	過払い		8,297		
144	埼玉	浦和	2008年 7月24日	2014年 10月20日	1名	過払い		8,301		
145	京都	京都南	2008年 2月21日	2014年 10月20日	1名	過払い	627,700			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
146	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌北	2005年 8月11日	2014年 10月20日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,303,083	
147			埼玉	浦和	2005年 10月27日	2014年 10月20日		1名	過払い	1,724,781	
148			京都	京都南	2002年 11月7日	2014年 10月20日		1名	過払い	1,781,598	
149			福岡	八幡	2003年 3月3日	2014年 10月20日		1名	過払い	2,044,709	
150			埼玉	浦和	2004年 12月16日	2014年 10月20日		1名	過払い	2,417,544	
151			東京	江戸川	2001年 7月9日	2014年 10月21日		1名	過払い	8,154	
152					2007年 8月23日	2014年 10月21日		1名	過払い	8,249	
153			東京	葛飾	2003年 3月20日	2014年 10月21日		1名	過払い	1,331,169	
154			山梨	甲府	2003年 7月3日	2014年 10月22日		1名	過払い	1,821,757	
155			神奈川	相模原	2010年 8月5日	2014年 10月23日		1名	過払い	7,294	
156			北海道	新さっぽろ	2009年 1月15日	2014年 10月23日		1名	過払い	986,487	
157			愛知	中村	2008年 1月10日	2014年 11月17日		1名	過払い	8,111	
158					2003年 1月30日	2014年 11月17日		1名	過払い	1,815,835	
159			大阪	豊中	2001年 9月23日	2014年 11月27日		1名	過払い	2,120,895	
160			大阪	吹田	1997年 1月1日	2015年 2月26日		○お客様からの問合せ又は機構本部や事務センター、他の年金事務所からの連絡により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	28,000
161			東京	世田谷	1994年 6月9日	2015年 8月5日		1名	未払い	992,261	
162	神奈川	相模原	2004年 7月21日	2015年 10月28日	1名	未払い	127,282				
163	富山	魚津	1991年 6月6日	2016年 1月7日	1名	過払い	3,005,936				
164	東京	江東	2006年 11月9日	2016年 4月14日	1名	未払い	7,169				
165	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 3月9日	2016年 6月13日	1名	未払い	9,751				
166	埼玉	事務センター	2011年 1月31日	2016年 7月8日	1名	未払い	810				

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
167	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	刈谷	1977年 5月15日	2015年 2月13日	○事務センターから連絡があり、職歴等の確認不足により旧令共済期間の算入を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	24,811
168			北海道	札幌西	1978年 2月21日	2015年 12月11日		1名	未払い	61,484
169			島根	出雲	1991年 4月11日	2015年 6月3日		1名	未払い	5,256,517
170			三重	津	1983年 3月20日	2015年 6月8日		1名	未払い	181,600
171			鹿児島	鹿児島南	1982年 3月18日	2016年 2月22日		1名	過払い	1,218,395
172			東京	大田	1994年 1月1日	2016年 3月18日		1名	未払い	1,439,487
173			福岡	小倉北	1995年 5月29日	2016年 4月18日		1名	過払い	3,328,383
174			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 1月14日	2016年 6月7日		1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
175	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	貝塚	1990年 3月18日	2016年 6月30日	○未支給年金請求書の審査時に、共済組合加入期間確認通知書の確認不足により、旧三共済期間の算入を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,665,454
176			東京	千代田	2002年 11月頃	2014年 10月17日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	8,300
177	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	東京	新宿	1988年 3月31日	2014年 5月12日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたこと、及び重複期間を訂正したところ、受給資格要件の短縮の特例に該当するため、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	198,309
178			富山	魚津	1972年 8月1日	2015年 7月31日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	339,374
179			香川	高松西	1977年 10月頃	2015年 8月18日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,379
180			東京	新宿	2002年 7月25日	2015年 8月18日	○他の年金事務所から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	177,991
181			埼玉	秩父	1991年 7月20日	2015年 11月12日	○未支給年金請求時に、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,975,733
182			千葉	船橋	2003年 12月25日	2015年 12月18日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,900

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
183	老齢年金の国民年金や 厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	1984年 4月19日	2015年 3月19日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の国民年金保険料を還付し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	84,983
184			東京	杉並	1969年 3月頃	2015年 3月26日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険の被保険者種別の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,216,886
185			石川	小松	1991年 11月1日	2015年 8月14日	○機構本部から連絡があり、退職改定処理を行った際、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	1,144,383
186			東京	八王子	2009年 1月27日	2015年 9月14日	○お客様から問合せがあり、脱退手当金の支給済み期間を誤って厚生年金被保険者期間に算入し老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金請求書の審査時には、脱退手当金等の年金記録の確認を徹底するよう周知徹底しました。	1名	過払い	22,705
187			大阪	淀川	1985年 9月26日	2016年 2月24日		1名	過払い	166,102
188			神奈川	横浜南	2004年 7月1日	2015年 10月2日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、基金が代行返上されている期間の厚生年金被保険者記録が代行返上されておらず、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、今回の事象を周知し、年金裁定時の年金記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,108,553
189			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 1月7日	2016年 3月16日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,606
190			北海道	室蘭	2004年 1月13日	2016年 3月22日		1名	過払い	61,670
191					2003年 11月10日	2016年 3月24日		1名	過払い	26,394
192					2002年 10月18日	2016年 3月24日		1名	過払い	39,338
193	2004年 7月26日	2016年 3月24日				1名	過払い	59,979		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
194	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2007年 11月15日	2012年 9月20日	○お客様から問合せがあり、一部繰り上げ請求書の審査時の確認不足により、厚生年金期間のみの繰上げ処理をすべきところ、共済期間も含めて繰り上げ処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰り上げ請求の年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	136,818	
195			北海道	旭川	2015年 2月9日	2015年 11月12日	○市町村から問合せがあり、市町村の年金相談において老齢基礎年金の受付時に老齢厚生年金の繰下げ意思確認書の確認不足により、お客様が希望していない65歳時点での老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰り下げ請求希望時期及び確認書の記入方法の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,507	
196			山形	山形	2015年 12月9日	2016年 4月13日	○お客様から問合せがあり、お客様は退職共済年金を65歳から受給されていたため、老齢厚生年金の繰下げ請求ができないにもかかわらず、繰下げ請求書を受付し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰り下げ請求受付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	392,916	
197			埼玉	事務センター	2016年 5月18日	2016年 6月6日	○市町村役場から問合せがあり、市町村役場から老齢基礎年金の受付時に繰下げ意思確認書の添付がなかったため、本来であれば繰下げの意思について確認すべきところ、そのままお客様が希望していない65歳時点での老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、繰り下げ請求希望時期及び確認書の記入方法の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0	
198			千葉	千葉	2013年 1月11日	2016年 6月7日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が66歳からの老齢基礎年金の繰下請求を希望していたため、本来、老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書を受付すべきところ、誤って65歳支給の老齢基礎厚生年金裁定請求書を受付し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金決定を取消し、繰下げ請求書を提出いただき処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	過払い	2,368,684	
199			本部	機構本部 (支払部)	2016年 8月10日	2016年 10月14日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の繰上げ請求の記録を取消した方の再入力漏らしていたこと及び年金担保融資を利用しているため本来送付しない国庫金振込通知書の記載内容を誤って作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、お詫びの文書を送付しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において補正処理時及び通知書作成時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	180,446	
200			説明誤り	長崎	長崎南	2016年 3月24日	2016年 6月15日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に老齢厚生年金を繰下げ請求した際の見込み額を計算する際に誤って老齢基礎年金を含めて試算し説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰り下げ請求した場合の見込み額の試算時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
201	振替加算の誤り	説明誤り	新潟	上越	2014年 2月21日	2014年 6月20日	○年金相談時に、お客様から振替加算の受給要件について相談があった際に、厚生年金保険の中高齢の特例の考慮を漏らして振替加算が不該当となる厚生年金加入期間を説明したため、振替加算が加算されなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認及び中高年の特例の確認をするよう周知しました。	1名	-	0		
202			千葉	木更津	2015年 10月7日	2016年 3月22日	○機構本部から連絡があり、遺族年金請求の年金相談時に、年金記録や配偶者状態の確認不足により、振替加算の加算の受給要件がないにもかかわらず年齢基礎年金加算開始事由該当届の案内を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0		
203	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	東京	青梅	2000年 3月6日	2014年 12月17日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 ○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,448,754		
204			福岡	直方	1995年 4月1日	2015年 3月23日		1名	未払い	448,150		
205			神奈川	横浜中	2010年 4月8日	2015年 9月18日		1名	未払い	635,659		
206			千葉	千葉	1996年 8月25日	2015年 7月23日		1名	過払い	975,235		
207			千葉	市川	1993年 6月3日	2015年 9月24日		1名	未払い	3,418,310		
208			東京	北	1998年 4月23日	2015年 10月9日		1名	未払い	2,928,985		
209			大阪	天王寺	2002年 6月20日	2015年 11月9日		1名	未払い	2,102,476		
210			島根	浜田	1993年 6月10日	2015年 12月1日		1名	未払い	3,528,416		
211			京都	京都南	2001年 7月12日	2016年 1月20日		1名	未払い	2,529,541		
212			静岡	沼津	1992年 11月7日	2016年 3月31日		1名	未払い	3,544,446		
213			佐賀	佐賀	1993年 5月29日	2016年 5月30日		1名	未払い	3,368,715		
214			神奈川	横浜南	1992年 4月24日	2016年 6月8日		1名	未払い	3,821,407		
215				神奈川	横浜中	2000年 4月30日		2016年 7月5日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、振替加算の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って振替加算を加算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	826,138

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
216	配偶者の共済年金支給 状況の確認誤り		静岡	富士	2009年 12月7日	2015年 7月31日	○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部から連絡があり、配偶者の退職共済年金の加給 年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明 しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払 われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しまし た。	1名	未払い	733,224
217			福岡	久留米	2007年 3月4日	2016年 1月19日		1名	未払い	1,723,265
218			三重	津	2010年 11月21日	2016年 1月20日		1名	未払い	583,278
219			岐阜	岐阜南	2009年 9月1日	2016年 1月21日		1名	未払い	753,875
220			東京	青梅	2008年 2月16日	2016年 1月25日		1名	未払い	1,408,497
221			神奈川	横須賀	2009年 11月25日	2016年 2月4日		1名	未払い	704,205
222			愛知	岡崎	2009年 6月頃	2016年 2月9日		1名	未払い	773,625
223			静岡	浜松東	2010年 8月3日	2016年 3月4日		1名	未払い	520,418
224			広島	呉	2009年 5月頃	2016年 3月28日		1名	未払い	821,808
225			福岡	小倉南	2009年 3月10日	2016年 3月28日		1名	未払い	895,910
226			岡山	倉敷東	2007年 7月31日	2016年 3月28日		1名	未払い	1,145,150
227			広島	呉	2010年 9月頃	2016年 3月30日		1名	未払い	629,450
228			北海道	帯広	2010年 3月24日	2016年 4月15日		1名	未払い	723,062
229					2009年 1月7日	2016年 6月15日		1名	未払い	980,824
230	宮城	大河原	2006年 10月10日	2016年 7月1日	1名	未払い	1,323,860			
231	遺族年金の受給要件等 の誤り	確認・決定誤 り	北海道	札幌北	2005年 2月24日	2013年 5月14日	○事務センターまたは他の部署から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族 年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払 われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	690,069
232			鹿児島	川内	2003年 2月6日	2014年 2月26日		1名	未払い	901,254
233					2000年 2月21日	2014年 3月19日		1名	未払い	560,957
234			千葉	木更津	2006年 2月4日	2014年 8月6日		1名	未払い	1,182,332
235			栃木	栃木	2007年 11月1日	2014年 10月10日		1名	未払い	664,410
236			新潟	三条	2000年 3月17日	2015年 10月19日		1名	未払い	554,801

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
237	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	三重	津	1986年 8月7日	2015年 3月26日	<p>○事務センターまたは機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤った状態で遺族年金を決定していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	61,551
238			神奈川	横浜中	1987年 4月29日	2015年 9月25日		1名	未払い	234,681
239			静岡	沼津	1985年 1月3日	2015年 6月11日		1名	未払い	849,000
240			東京	府中	2003年 12月15日	2015年 7月24日		1名	-	0
241			静岡	島田	1977年 6月14日	2015年 8月25日		1名	未払い	1,747,068
242			埼玉	川越	2002年 9月16日	2015年 12月11日		1名	-	0
243			神奈川	事務センター	2015年 10月29日	2016年 1月13日		6名	過払い	515,901
244			福岡	福岡広域 事務センター	2013年 9月20日	2016年 6月16日		1名	未払い	130,016
245			説明誤り	茨城	水戸北	2015年 11月30日		2016年 8月25日	1名	-

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
246	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	江戸川	2014年 9月10日	2015年 7月31日	○事務センターから連絡があり、障害状態確認届を処理した後、額改定報告書の進達の要否の確認を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、進達書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	582,032
247			本部	機構本部 (障害年金 業務部)	2016年 2月1日	2016年 2月26日	○お客様から連絡があり、障害厚生年金の審査において、障害状態認定基準の適用を誤り、本来障害手当金の決定を行うべきところ、不支給決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。審査を行い、障害手当金の決定を行いました。 ●担当部署において、障害状態認定の際の基準の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
248			石川	小松	2016年 1月頃	2016年 4月8日	○お客様から問合せがあり、進捗管理の確認を怠り障害厚生年金請求書の本部への進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害厚生年金請求書を本部へ進達しました。 ●担当部署において、請求書の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
249			埼玉	事務センター	2010年 5月13日	2016年 5月10日	○内部点検により、障害基礎年金の決定時に、厚生年金法3級該当のため不支給とすべきところ誤って前発障害との併合を行い決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、不支給決定を行いました。 ●担当部署において、請求書入力時及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
250			説明誤り	千葉	船橋	2016年 7月5日	2016年 7月6日	○障害年金請求にかかる相談の際に、街角の年金相談センターにおいて納付要件の確認不足により、本来請求できない障害基礎年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-
251	20歳前障害の障害基礎年金の所得状況届等の処理誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (事業推進統 括部)	2014年 10月頃	2016年 11月22日	○過去の所得状況届の未提出等により差止めとなっている障害基礎年金(20歳前障害等)の受給者について、その後の年度において所得状況届の提出があり所得が確認できるにもかかわらず、本部が明確な指示等を行ってこなかったため、引き続き年金が差止めのままとなっている事例があることが判明しました。 ●所得状況届の提出があり所得が確認できる期間については、本部において平成28年12月定期支払日にお支払いする予定です。また、所得が確認できない期間についても、職員が訪問等を行い所得の申告等を勧奨することにより、早期に年金をお支払いいたします。 ●平成28年11月24日付けで、所得が確認された期間の年金は迅速にお支払する扱いとする指示文書を全拠点あてに発出し周知しました。	34名	未払い	12,701,926
252	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	宮崎	延岡	1980年 6月1日	2015年 1月22日	○機構本部から連絡があり、在職中の支給停止割合の確認不足により、在職老齢年金の支給停止割合を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、今回の事象について周知しました。	1名	未払い	122,380
253			福岡	直方	1978年 3月1日	2015年 6月15日	○機構本部から連絡があり、在職中の支給停止割合の確認不足により、在職老齢年金の支給停止割合を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、今回の事象について周知しました。	1名	未払い	34,174
254			埼玉	大宮	1978年 10月1日	2015年 7月27日	○機構本部から連絡があり、在職中の支給停止割合の確認不足により、在職老齢年金の支給停止割合を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、今回の事象について周知しました。	1名	未払い	109,473
255			鹿児島	加治木	1980年 6月1日	2015年 9月24日	○機構本部から連絡があり、基礎年金番号の変更により、年金記録の移行を行う際、70歳以上被用者記録を漏らしたため、在職中の年金との調整が行われず、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正を行う際の入力時及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	27,658
256			大阪	淀川	1985年 4月15日	2016年 2月15日	○機構本部から連絡があり、基礎年金番号の変更により、年金記録の移行を行う際、70歳以上被用者記録を漏らしたため、在職中の年金との調整が行われず、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正を行う際の入力時及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	35,000
257			大阪	今里	2015年 11月18日	2015年 12月28日	○機構本部から連絡があり、基礎年金番号の変更により、年金記録の移行を行う際、70歳以上被用者記録を漏らしたため、在職中の年金との調整が行われず、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正を行う際の入力時及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,284,237

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
258	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	港北	2014年 10月10日	2016年 5月30日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の支払保留処理を行う際、誤って未支給年金請求者の支払保留の処理を行ったため、年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、住基コードによる生存確認や入力時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,117,555
259			本部	機構本部 (業務渉外部)	2015年 9月28日	2016年 5月31日	○お客様から連絡があり、第三者行為事故による障害厚生年金との調整処理を誤り、お客様の年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第三者行為による損害賠償と年金との調整の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	96,566
260			奈良	大和高田	2016年 2月10日	2016年 6月10日	○機構本部から連絡があり、市町村から死亡の連絡があったため支払保留処理を行う際、お亡くなりになった方ではなく、お亡くなりになった方の配偶者の年金について支払保留の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	293,834
261			高知	事務センター	2015年 11月9日	2016年 7月29日	○内部点検により、老齢年金の請求者が厚生年金保険に未加入であるにもかかわらず、高年齢雇用継続給付の受給者であることから、調整対象者として誤って支払保留の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	835,200
262			岡山	岡山広域 事務センター	2015年 12月21日	2016年 6月2日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、委託業者が老齢厚生年金在職支給停止届の処理時に標準報酬賞与額の支払年月日の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●委託業者から、届書の入力前後の確認を複数人でチェックするよう確認工程を策定したとの報告がありました。	1名	過払い	180
263	説明誤り	本部	機構本部 (年金相談部)	2015年 11月10日	2016年 1月20日	○年金事務所から連絡があり、コールセンターにおいて在職中のため支給停止となっている年金の支給停止が解除となる年月日の説明を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に再発防止策の策定を指示し、在職と支給停止との関係について周知徹底するとの報告がありました。	1名	-	0	
264		大阪	豊中	2016年 1月18日	2016年 4月14日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金記録の確認不足により支払保留となっているにも関わらず、雇用保険の高年齢雇用継続給付と年金との調整に必要な支給停止事由該当届の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書を受け付け、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	111,327	
265		鹿児島	鹿児島南	2016年 4月26日	2016年 5月30日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の手続を行った際に、支払までのスケジュールの確認不足により、誤った支払予定日をお伝えしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、支払までのスケジュールの確認の徹底をするよう周知しました。	1名	-	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
266	加給年金の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	2011年 4月7日	2016年 4月27日	○年金相談時の配偶者の厚生年金被保険者記録の確認不足により、老齢年金決定時に加給年金の支給停止処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,889,647
267			長野	伊那	2009年 7月30日	2014年 1月22日	○年金相談時に、加給年金対象者である配偶者がお亡くなりになっているにもかかわらず、加給年金額対象者不該当届の案内を漏らし、引き続き加給年金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加給年金額対象者不該当届をご提出いただき処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,482,216
268			福岡	福岡広域 事務センター	2016年 3月8日	2016年 6月3日	○お客様から問合せがあり、コールセンターにおいて年金相談時に生計維持関係の確認不足により、本来、必要のない加算額・加給年金額対象者不該当届を案内し、機構において処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	37,423
269			埼玉	川越	2016年 2月5日	2016年 4月19日	○内部点検により、老齢年金の請求の際に、請求者と配偶者の生計維持関係の確認不足から、加給年金の支給に必要な書類の案内を漏らし、年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時には生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	97,525
270			香川	事務センター	2011年 3月10日	2016年 4月4日		1名	未払い	2,547,208
271			埼玉	秩父	2006年 3月1日	2016年 4月5日		1名	未払い	2,701,843
272			愛知	岡崎	2008年 8月13日	2016年 3月23日	○他の部署から連絡があり、老齢年金の請求の際に、請求者と配偶者の生計維持関係の確認不足から、加給年金の支給に必要な書類の案内を漏らし、年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時には生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,544,842
273			山形	米沢	1991年 8月頃	2015年 6月26日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	379,449
274			大阪	吹田	2004年 4月1日	2016年 2月8日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,730,700
275			新潟	新潟東	1988年 3月31日	2015年 12月25日		1名	未払い	265,611
276			長崎	諫早	1997年 5月29日	2016年 6月7日		1名	未払い	491,469
277			静岡	浜松東	1989年 12月30日	2015年 11月30日		1名	未払い	547,452

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位円)
278	配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	鹿児島	川内	2007年 10月21日	2014年 9月19日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,112,517
279			大分	別府	2001年 11月10日	2015年 5月19日		1名	未払い	743,351
280			神奈川	横浜中	1999年 5月27日	2015年 9月11日		1名	未払い	2,918,307
281			埼玉	越谷	2001年 6月7日	2015年 12月3日		1名	未払い	2,405,692
282			埼玉	川越	2003年 4月19日	2015年 12月8日		1名	未払い	2,488,830
283			大阪	吹田	2006年 10月1日	2016年 1月6日		1名	未払い	3,838,160
284			新潟	新発田	2004年 3月2日	2016年 1月28日		1名	未払い	1,953,706
285			神奈川	横浜西	2005年 1月22日	2016年 2月2日		1名	未払い	1,677,470
286					1993年 7月20日	2016年 2月16日		1名	未払い	1,173,076
287			群馬	高崎	1999年 10月25日	2016年 2月24日		1名	未払い	2,797,465
288			静岡	沼津	1999年 2月3日	2016年 2月25日		1名	未払い	3,198,082
289			千葉	幕張	1994年 11月頃	2016年 2月26日		1名	未払い	2,206,794
290			山形	鶴岡	1999年 11月4日	2016年 3月8日		1名	未払い	1,277,594
291			和歌山	和歌山東	1998年 10月1日	2016年 3月10日		1名	未払い	2,943,257
292			埼玉	春日部	1999年 10月9日	2016年 3月22日		1名	未払い	2,988,800
293			山形	新庄	1994年 9月8日	2016年 3月23日		1名	未払い	3,184,786
294			千葉	幕張	1999年 6月頃	2016年 3月31日		1名	未払い	824,649
295			山口	宇部	1998年 10月22日	2016年 3月31日		1名	未払い	1,993,454
296			兵庫	姫路	1997年 7月24日	2016年 4月4日		1名	未払い	3,528,432
297			京都	京都西	2006年 8月18日	2016年 4月7日		1名	未払い	1,324,211
298	群馬	高崎	1996年 11月6日	2016年 4月14日	1名	未払い	3,045,205			
299	大阪	堺西	1995年 8月10日	2016年 4月18日	1名	未払い	3,724,189			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
300	配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	栃木	大田原	2007年 3月1日	2016年 4月19日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,079,867
301			群馬	高崎	2001年 7月6日	2016年 4月22日		1名	未払い	1,996,003
302			栃木	宇都宮東	2006年 4月16日	2016年 4月25日		1名	未払い	2,913,819
303			東京	品川	1996年 1月4日	2016年 4月25日		1名	未払い	3,496,993
304			茨城	日立	2001年 6月頃	2016年 5月2日		1名	未払い	1,515,169
305					1997年 4月17日	2016年 5月2日		1名	未払い	3,560,283
306			栃木	宇都宮東	2001年 2月1日	2016年 5月6日		1名	未払い	2,637,762
307			栃木	栃木	1991年 8月29日	2016年 5月9日		1名	未払い	3,968,511
308			大阪	守口	1997年 11月6日	2016年 5月19日		1名	未払い	3,034,319
309			栃木	宇都宮東	1999年 11月22日	2016年 5月25日		1名	未払い	2,959,332
310			山形	鶴岡	2002年 12月3日	2016年 5月30日		1名	未払い	2,153,753
311			千葉	市川	1997年 1月頃	2016年 5月30日		1名	未払い	2,680,908
312			宮城	大河原	1990年 1月6日	2016年 6月23日		1名	未払い	3,049,500
313			鹿児島	鹿児島北	1998年 6月25日	2016年 6月23日		1名	未払い	3,019,141
314			新潟	六日町	1995年 3月23日	2016年 6月24日		1名	未払い	3,457,300
315			沖縄	那覇	2004年 1月15日	2016年 6月27日		1名	未払い	1,940,956
316			北海道	砂川	1996年 2月29日	2016年 6月30日		1名	未払い	3,854,044
317	千葉	市川	1998年 5月14日	2016年 7月7日	1名	未払い	2,501,282			
318	再裁定の誤り	確認・決定誤り	福島	平	2008年 9月4日	2013年 7月31日	○事務センターからの連絡により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	192,108

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
319	再裁定の誤り	確認・決定誤り	愛知	刈谷	1981年 6月20日	2014年 2月18日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の訂正に伴い再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	251,192
320			千葉	幕張	1983年 1月頃	2015年 9月16日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い旧法厚生年金による老齢年金と障害年金の再裁定を行うべきところ、障害年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	250,768
321			北海道	帯広	1983年 2月20日	2015年 11月17日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い旧法厚生年金による先発と後発の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、先発の通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	570,466
322			東京	大田	1983年 4月1日	2015年 9月4日	○お客様から問合せがあり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、基金の代行返上に伴う記録訂正の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,725,813
323					2009年 8月14日	2016年 6月8日		1名	未払い	141,250
324			京都	京都西	2012年 6月18日	2016年 6月16日		1名	過払い	574
325			通知書等の作成誤り	長野	事務センター	2013年 5月31日	2014年 3月13日	○機構本部から連絡があり、再裁定を行い、過払いの年金について返納の処理を行った際に、返納額の計算を誤ったため、本来返納いただく金額よりも少ない金額で通知していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。正しい計算を行い、返納についての通知を送付しました。 ●担当部署において、返納額の計算時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い
326		記録訂正誤り	山梨	竜王	2009年 11月19日	2016年 2月29日	○遺族年金請求時の記録確認により、記録統合に伴う再裁定を行った際に誤った年金記録を含めて処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	48,630
327		未処理・処理遅延	愛媛	事務センター	2011年 10月頃	2016年 3月29日	○内部点検を行っていたところ、進達した書類の控えの中に未進達の書類が保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し再裁定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	89,204

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
328	年金選択の誤り	確認・決定誤り	香川	高松東	1997年 8月7日	2014年 7月17日	○未支給年金請求時の記録確認により、遺族厚生年金決定時に年金選択した際に、本来は旧厚生年金保険法の老齢年金の1/2の額と遺族厚生年金の全額を支給するところ、誤って旧厚生年金法の老齢年金の全額と遺族厚生年金の全額を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,878,601
329			兵庫	須磨	2014年 12月2日	2015年 4月27日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて企業年金連合会から支給される独自給付額の確認を漏らし選択申出書の案内を行い、機構が処理を行ったため、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについて返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	過払い	6,279
330			北海道	札幌西	2012年 9月24日	2016年 4月11日	○お客様から問合せがあり、労災年金の受給についての確認不足により、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	100,681
331			福井	福井	2016年 2月17日	2016年 4月13日	○老齢年金請求書時の審査確認により、委託社会保険労務士が年金相談時に共済組合から支給される年金の確認を漏らし選択申出書の案内を行い、機構が処理を行ったため、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択の選択処理を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	未払い	120,379
332			鹿児島	事務センター	2014年 5月28日	2016年 7月1日	○年金事務所から問合せがあり、年金選択申出書が65歳到達時の申出書であるにもかかわらず、障害年金額の改定時点のものとして誤って処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択申出書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	470,142
333	年金の振込金融機関・住所変更に係る誤り		確認・決定誤り	広島	事務センター	2016年 4月15日	2016年 7月29日	○お客様から問合せがあり、成年後見人から提出された年金受給権者通知書等送付先・受取金融機関・口座名義変更申出書の処理時に、成年後見人と口座名義人の登録を行ったが、受取金融機関の登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	-
334		福井		事務センター	2016年 3月31日	2016年 6月14日	○お客様から問合せがあり、受給者受取機関変更届の処理時にすべての年金について受取金融機関の変更の届出があったにもかかわらず、1つの登録を漏らしたため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。登録処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
335		福岡		福岡広域 事務センター	2016年 4月21日	2016年 6月27日	○お客様から連絡があり、年金請求書の処理時に請求者のフリガナの登録を誤り、入力後の確認においても不十分であったため年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書審査時の項目確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	243,780

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
336	年金の振込金融機関・住所変更に係る誤り	入力誤り	青森	事務センター	2016年 4月18日	2016年 6月27日	○機構本部から連絡があり、委託業者が住所・受取機関変更届の処理時に口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い	1,459	
337			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 4月7日	2016年 7月4日		1名	未払い	2,341	
338			滋賀	事務センター	2016年 4月28日	2016年 6月22日		1名	未払い	18,099	
339					2016年 4月1日	2016年 6月27日		1名	未払い	32,841	
340	記録訂正の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	2009年 8月28日	2015年 12月1日	○事務センターから問合せがあり、確認不足により誤って別人の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がそれぞれお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	10,066	
341			東京	世田谷	2008年 10月9日	2015年 12月24日		2名	過払い	10,075	
342			沖縄	那覇	2005年 8月4日	2016年 5月12日	○事務センターから連絡があり、老齢年金の決定時に、確認不足により誤った基礎年金番号を配偶者のものとして登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0	
343			沖縄	コザ	2016年 3月7日	2016年 5月18日	○事務センターから連絡があり、老齢年金請求書と同時に受付した記録照会申出書が相談受付票に編綴されたまま保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申出書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	400,744	
344			北海道	新さっぽろ	2015年 10月20日	2016年 7月12日	○他の年金事務所から連絡があり、市町村が住民基本台帳の登録を行う際、誤って同姓同名の別人の住所変更を行ったため、連動して機構の住所登録が変更され、統合通知書が別人に送付されていたことが判明しました。 ●市町村がお客様にお詫びの上説明しました。住所変更の処理を行い、年金額改定通知書と年金振込通知書を再発行しお渡ししました。 ●市町村に対して再発防止策を講じるよう依頼しました。	2名	-	0	
345			記録訂正誤り	埼玉	浦和	2008年 4月7日	2014年 10月24日	○事務センターから問合せがあり、誤って別人の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がそれぞれお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	226,429
346				愛媛	松山東	2014年 2月27日	2016年 4月25日		2名	過払い	650,145
347	年金見込額の誤り	説明誤り	埼玉	春日部	2015年 8月4日	2015年 10月23日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談時に年金記録の確認不足により、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年金見込額回答票をお渡ししました。 ●社会保険労務士会より委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	-	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
348	死亡一時金の誤り	説明誤り	山形	山形	2016年 4月5日	2016年 4月13日	○事務センターから連絡があり、国民年金の納付済期間が要件を満たしていないため、死亡一時金が支給されないにもかかわらず、請求書の提出を案内し受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書をお返しました。 ●担当部署において、死亡一時金の支給要件について周知徹底しました。	1名	-	0
349	年金給付関係通知書等の作成誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2015年 10月15日	2016年 7月7日	○お客様から問合せがあり、成年後見人から提出された年金受給権者通知書等送付先申出書を処理する際に、成年後見人の登録を誤って年金受給者の氏名で登録し、通知書を作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、申出書の処理時及び通知書の作成時の点検について徹底するよう周知しました。	1名	-	0
350		入力誤り	広島	事務センター	2016年 4月25日	2016年 5月31日	○お客様から問合せがあり、遺族年金請求書の処理時に、お客様の漢字氏名の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しいお名前を記載した年金証書を送付しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を確認するよう周知しました。	1名	-	0
351			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 7月5日	2016年 7月29日	○お客様から問合せがあり、委託業者が老齢年金裁定請求書の処理時にお客様の漢字氏名の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しいお名前を記載した年金証書を送付しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	-	0
352			長野	松本	2016年 8月22日	2016年 8月25日	○お客様から問合せがあり、受給権者氏名変更届の処理時にお客様の漢字氏名の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しいお名前を記載した年金証書を送付しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を確認するよう周知しました。	1名	-	0
353		通知書等の作成誤り	鹿児島	鹿児島北	2015年 10月15日	2015年 11月2日	○内部点検を行っていたところ、年金証書を作成する際、様式が変更になった旧年金証書で誤って作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年金証書を作成しお渡ししました。 ●担当部署において、年金証書作成時の様式の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
354			京都	京都西	2015年 10月頃	2015年 12月25日		48名	-	0
355			東京	新宿	2016年 2月2日	2016年 2月3日	○内部点検を行っていたところ、年金証書の再交付の際、老齢基礎年金の年金証書の再交付を行うべきところ、誤って遺族・障害厚生年金の年金証書の様式で作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年金証書を作成しお渡ししました。 ●担当部署において、年金証書作成時の様式の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
356			宮城	仙台広域 事務センター	2016年 4月1日	2016年 5月18日	○死亡一時金請求書の審査を行っていたところ、平成28年4月の法律改正に伴い、通知書の教示文が変更となっていたにもかかわらず、旧様式で作成し送付していたことが判明しました。 ●担当部署において、お客様にお詫びの文書を送付しました。変更となった教示文について説明文書を送付しました。 ●担当部署において、通知書作成時の様式の確認を徹底するよう周知しました。	82名	-	0
357	年金給付関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	山形	鶴岡	2016年 7月29日	2016年 8月1日	○市役所から問合せがあり、市町村へ照会文書に対する回答を送付する際に、誤って別の市役所に送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方の市町村の担当者にお詫びしました。誤って送付した回答を回収し、本来送付すべき市町村へお渡ししました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2市町村 2名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
358	年金給付関係通知書等の交付誤り	誤送付・誤送信	福島	東北福島	2016年 2月29日	2016年 3月3日	○年金相談時に、街角の年金相談センターの年金相談において基礎年金番号や氏名等の確認不足により、別人の年金見込額回答票で誤って説明した上、交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した回答票を回収しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	-	0
359	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	本部	機構本部 (支払部)	2015年 12月16日	2016年 3月18日	○他の部署から連絡があり、警告リストの確認不足により支払済の年金について支払調整処理を行うべきところ、処理を漏らしたため正しい年金の支払となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いとなった年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	174,099
360			愛知	名古屋北	2015年 9月11日	2016年 4月11日	○内部点検を行っていたところ、老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届の受付日時点では加給年金は停止としないため、改めてお届けいただくよう返戻すべきところ、保留したまま保管したため加給年金の支給停止処理がされず過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、過払いとなった年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	227,556
361			石川	金沢南	2016年 3月18日	2016年 5月12日	○内部点検を行っていたところ、厚生年金基金の記録との突合作業に伴う記録の訂正により、再裁定の処理が必要なためお客様にご案内をすべきところ、この処理を行っていなかったため、再裁定の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正に伴う再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	687,357
362	年金給付関係書類の所在不明	受理後の書類管理誤り	栃木	宇都宮西	2015年 12月21日	2016年 4月19日	○内部点検を行っていたところ、提出された受給権者受取機関変更届が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。登録処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

日本年金機構の平成28年10月分のシステム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	全額免除期間と3号特例納付期間の重複による年金額誤り	2005年 6月28日	2016年 4月28日	<p>○全額免除として年金額が決定されていた期間が3号特例期間に変更されたお客様について、全額免除期間と3号特例期間が重複して年金額を決定していることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、過払いとなった年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●年金額の裁定にかかる仕様について、システム改修を実施します。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することとしました。</p>	1名	過払い	5,135